老齢基礎年金受給額算出表

令和7年度 年金額	829,300	保険料納付済期間	月数 468				年金額への反映割合 1				825,629
		保険料免除期間	平成21年3月以前(左記年月以前の保険料免除期間については国庫負担割合が1/3) ＊1の期間分				平成21年4月以後(左記年月以後の保険料免除期間については国庫負担割合が1/2) ＊2の期間分				
			月数	年金額への反映割合	月数	年金額への反映割合	月数	年金額への反映割合	月数	年金額への反映割合	
			＊1 国庫負担割合1/3反映あり		国庫負担割合反映なし※3		＊2 国庫負担割合1/2反映あり		国庫負担割合反映なし※3		
		1/4免除期間		5/6		1/2		7/8		3/8	
		1/2免除期間		2/3		1/3	9	3/4	5	1/4	
		3/4免除期間		1/2		1/6	3	5/8		1/8	
		全額免除期間※4		1/3		0		1/2		0	

＞ C2欄の場合、各年度の老齢基礎年金の満額支給の場合の年金額をご入力下さい。プルダウンメニューを設定していますので、ご選択下さい

C2欄に入力すべき額	831,700	昭和31年4月2日以後生まれの場合は左記の額をご選択下さい
	829,300	昭和31年4月1日以前生まれの場合は左記の額をご選択下さい

＞ ご自身の年金記録をご入力下さい

合計月数	485

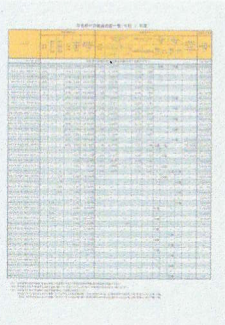

〈年金額への反映割合の算出根拠〉

＞年金額に反映される部分(国庫負担がある場合)

＞年金額に反映される部分(国庫負担がない場合)

(注) ＞当該部分を納付しなければ、免除された部分も含めて1/2(or 2/3)全体が「未納」になって、当然、国庫負担もなくなってしまい、さらに老齢基礎年金の受給資格期間にも算入できなくなってしまいます。

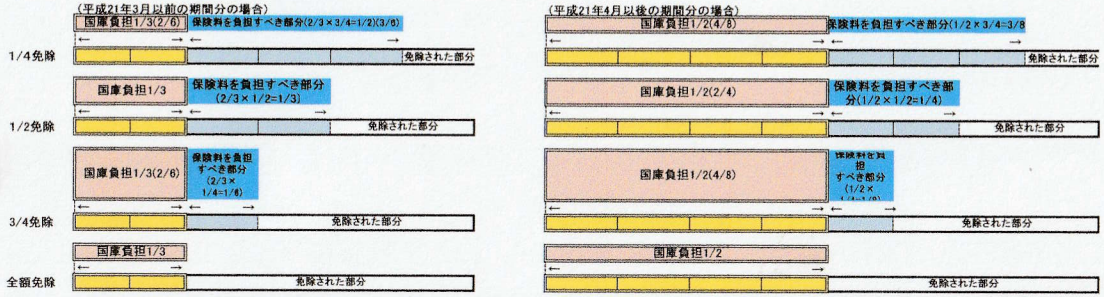

※3 国庫負担割合の反映がないとは、国庫負担の対象となる被保険者期間の月数に上限(480か月※5)があるためで、それを超えた月数については国庫負担がないからです。従って、当該超えた月数の中に保険料免除期間がある場合には、国庫負担の割合である1/2(or 1/3)を除き(差し引いて)、自己負担すべき割合である1/2(or 2/3)の部分に、免除されなかった(つまり、負担した)部分(例えば、1/4免除であれば3/4は負担することになります)を乗じたものが老齢基礎年金の額への反映割合になるわけです。

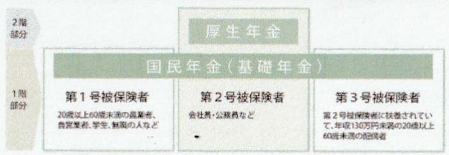

※4 保険料全額免除期間の月数には、「学生納付特例」や「納付猶予(令和17年6月までの時限措置※6)」の規定によって保険料が免除された期間の月数は含まれませんので、ご注意下さい。そして、当該期間の月数は老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるものの、当該保険料を「追納(老齢基礎年金の受給権者になる前であれば、厚労大臣の承認を受けて、当該承認の日の属する月前10年以内の保険料免除制度毎に係る保険料の全部又は一部につき遡及納付できるもの)」しない限りは、老齢基礎年金の額には反映されません。なお、右下にある資料(PDF添付)をご参照下さい。特に、「未納」についてはご留意下さい。※6「令和12年8月まで」から「令和17年6月まで」と5年延長されています(施行日 令和7年6月20日)

(注) 第2号被保険者は20歳前であっても60歳以上であっても、第2号被保険者となりますが、ただ、20歳前及び60歳以上の期間は「合算対象期間(別シートご参照下さい)」と言って、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の額の計算の基礎とはされない期間となります。

※5 国庫負担の対象となる被保険者期間の月数の上限が480か月とされていますが、例外として、昭和16年4月1日以前に生まれた者については、「加入可能年数×12」が上限とされています。右上にある「年金給付の経過措置一覧(令和7年度)」(PDF添付)(厚生労働省ホームページより引用)の中に記載されている「老齢基礎年金」内「加入可能年数」欄をご参照下さい。これは、「国民皆年金」が確立した国民年金法の全面的な施行となった昭和36年4月1日時点で、昭和16年4月1日以前に生まれた者は既に20歳に達しており、例えば、昭和16年4月1日生まれの者は昭和36年3月31日に20歳に達し、この者が昭和36年4月から60歳に達する日の属する月の前月(60歳未満)である平成13年2月まで仮に保険料を納付したとしたも、39年11か月間(479か月)しか納付することができず、40年間(480か月)納付することが不可能であることから、この者も含めて昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者については、39年間(468か月)の保険料納付済期間があれば、老齢基礎年金が満額支給されることになっています。

※ いずれも、日本年金機構ホームページより引用